

都道府県・政令指定都市名	大阪府
--------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	生活文化部男女共同参画課
担 当 職 員 数	12 名 (専任 12 名、兼任 0 名)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	大阪府男女共同参画推進本部
設置年月日・根拠	昭和 54 年 8 月 25 日 根拠: 大阪府男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等(例えば国の旧「男女共同参画審議会」に相当するもの)

会 議 の 名 称	大阪府男女共同参画審議会(平成14年4月1日改称)
設 置 年 月 日	平成 10 年 4 月 1 日
構 成 員	14 名 (女性 8 名、男性 6 名)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 23 年 3 月
名 称	改訂おおさか男女共同参画プラン
改定・見直しの予定時期	平成 23 年 3 月 日 未定の場合は をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	大阪府男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 14 年 3 月 29 日
	施 行 日	平成 14 年 4 月 1 日
	改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
	改訂が予定されている場合、改訂予定時期:平成 年 月	
無の場合 どちらかに をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	特に検討していない	

調査時点コード 1 平成19年4月1日 2 平成19年5月1日 3 その他:平成 年 月 日

6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	22 年度まで 40 %	年度まで %	年度まで %	
根 拠	改訂おおさか男女共同参画プラン			
対象となる審議会等の範囲	法令又は条例を根拠に設置されている審議会等			
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数(75)	うち女性委員を含む審議会等数(75)	
		延総委員等数(1,858)	延女性委員等数(641) 女性比率(34.5)	
うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数(41)	うち女性委員を含む審議会等数(41)	
		延総委員等数(1,198)	延女性委員等数(427) 女性比率(35.6)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード 1	審議会等数(34)	うち女性委員を含む審議会等数(34)	
		延総委員等数(1,468)	延女性委員等数(411) 女性比率(28.0)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1	委員会等数(9)	うち女性委員を含む審議会等数(8)	
		延総委員等数(81)	延女性委員等数(13) 女性比率(16.0)	
目標値以外の目標設定				
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 (公表・非公表) ・ 無 ・ 作成予定有		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	1720 人 (平成 19 年 8 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無	有 ・ 無	
		委員の公募	有 ・ 無	
	その他()			

(*) 平成19年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

調査時点コード	1	平成19年4月1日	2	平成19年5月1日	3	その他:平成 年 月 日
---------	---	-----------	---	-----------	---	--------------

7 女性公務員の採用・登用状況

(1) 管理職の在職状況

調査時点コード 1

		管理職総数			女性管理職の内訳		
		(人) (A)	うち女性管理職数 (人) (B) = (C+D+E)	女性比率 (%) (B/A)	部長クラス (人) (C)	次長クラス (人) (D)	課長クラス (人) (E)
本庁	計	532	18	3.4	2	4	12
	うち一般行政職	350	14	4.0	2	3	9
支庁・地方 事務所	計	283	9	3.2	1	0	8
	うち一般行政職	139	3	2.2	1	0	2
再掲	警察本部	132	2	1.5	0	0	2
	教育委員会	57	5	8.8	1	0	4

(2) 女性公務員の採用状況

平成18年4月1日～19年3月31日

	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
上 級	1046	146	14.0
うち 警察本部	875	94	10.7
中 級	18	18	100.0
うち 警察本部	0	0	
初 級	382	58	15.2
うち 警察本部	356	43	12.1

(3) 女性採用・登用のための措置

実施しているものにつけてください。

1. 女性の採用目標の設定	具体的目標 ()
2. 女性の管理職登用目標の設定	具体的目標 ()
3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定	
4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置	
5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置	
6. その他 (内容:)	・大阪府職員採用セミナー、若手職員キャリアサポート研修において、女性のキャリア形成に配慮したメニューの実施 ・「平成19年度定期人事異動方針」において、「10名以上の所属(室内課)には、原則として女性職員を配置することとし、全ての職場に複数の女性職員を配置していくことを目指す」旨、記載

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	大阪府立女性総合センター			(単独施設)	(複合施設)
愛称(通称・俗称)	ドーンセンター				
設置年月日	平成 6 年 11 月 11 日				
管理・運営主体 1～3について、該当するものにつけて、記入してください。	1. 施設管理	直営(担当部局名:)	指定管理者(名称: ドーン利用促進事業共同体)	その他()	
	2. 事業運営	直営(担当部局名:)	指定管理者(名称:)	その他(財団法人 大阪府男女共同参画推進財団)	
	3. その他	直営(担当部局名:)	指定管理者(名称:)	その他()	
職員数(財団)	常勤	1 1 人、	非常勤	5 人	予算額 平成19年度 ドーン利用促進事業共同体158,700 大阪府男女共同参画推進財団300,974 千円
主な事業	* 実施しているものにつけて、主な事項を記入してください。				
男女共同参画・女性に関するもの	1. 広報啓発(主な事項: 女性問題啓発講座の開催、広報誌 DAWN の発行など)				
	2. 調査研究(主な事項: 事業内容及びNPOとの協働について、外部評価システムの導入など)				
	3. 相談事業(主な事項: 面接、電話、法律相談、不妊専門相談の実施など)				
	4. 交流促進(主な事項: 企画参加型イベントの開催)				
	5. 国際交流(主な事項: 海外向け情報発信)				
	6. 健康増進(主な事項: からだの相談)				
	7. その他(主な事項: 情報ステーション事業など)				

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	大阪府女性基金・(財)大阪府男女共同参画推進財団	基金・基本財産額	3,269,183 100,000	千円
設置年月日	平成 3・6 年 10・4 月 21・1 日	出資者	大阪府	

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 該当するものに をつけてください。

1. 民間団体の組織化()へ)	
2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催	
3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供	
4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付	
5. 地方公共団体から民間団体への事業委託	
6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催	
7. チャレンジ支援ネットワーク	
8. その他(主な事項:	

(2) 民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	有	名称等: 大阪府男女共同参画推進連絡会議	加盟団体数	115
	無		会 員 数	約95万
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	有	無		
活 動 内 容 実施しているものに をつけてください。	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他(内容:			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況 該当するものに をつけてください。

1. 担当者連絡会議を開催	
2. 市町村職員研修会を開催	
3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付	名称 交付先:
7. その他(内容:	

12 職員研修の実績状況 実施しているものに をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2) 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他(内容:

13 担当局(部)課(室)所管の平成19年度男女共同参画・女性関係予算

事 項	18年度予算 (千円)		19年度予算 (千円)		備考
		構成比(%)		構成比(%)	
関係予算総額(施設整備費を除く)	333,995	100.0	328,069	100.0	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.008	%	0.010	%	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0		153,638		

14 平成19年度実施予定事業 欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。

実施予定事業の内容		上記の事業内容を記入してください。欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。	
名称	事業内容等	参加予定者数	時期
1. 委員会・懇話会 ・大阪府男女共同参画審議会の運営	知事の諮問により男女共同参画施策についての重要事項について調査審議を行う。	14人	随時
2. フォーラム・シンポジウム			
3. 人材育成研修・啓発講座等 ・男女共同参画促進のための講師派遣事業の実施 ・女性に対する暴力対策人材養成支援講座	各種団体等のトップ層が参加する会合等の場へ専門家を派遣し、関係者の啓発を図る。 地域で相談を受ける機会が多い人々を対象に相談カウンセリング能力等の習得を目的とする講座を開催する。	200人 300人	通年 7月～2月
4. 市区町村・民間団体との連携・働きかけ ・市町村男女共同参画行政所管課長会議の開催 ・男女共同参画推進連絡会議の運営 ・大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議 ・大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク	男女共同参画行政の推進に係る府、市町村間の情報交換等を行う。 民間の団体・グループとともに幅広いネットワークを構築し、情報交換その他必要な連携を図る。 大阪府及び府内市町村の関係する機関が相互に連携し、意見交換、情報提供などを円滑に行い、総合的な施策を着実に推進する 配偶者等からの暴力に関わる取り組み及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図る	90人 115団体 52課(室) 16団体	6月 随時 随時 随時
5. 企業等との連携・働きかけ ・「男女いきいき宣言」事業者制度の推進 ・いきいき企業サーチネットの充実 ・おおさか男女共同参画促進プラットフォームの運営 ・事業者向け啓発冊子の作成 ・企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業の実施 ・ワーク・ライフ・バランス取組事例集の作成 ・ワーク・ライフ・バランスに関する企業向けワークショップの開催	男女がともいきいき働くことのできる取組を進める意欲のある事業者を登録し、その取組を府が応援する。 企業等における先進的な取組事例データベースを充実する。 男女共同参画の取組の輪を広げるため、企業・行政・大学等の取組を連携・融合し相乗効果を発揮する方策を検討する。 企業等における取組推進に役立つ情報を提供する。 企業で働く女性のロールモデル情報の収集・提供を行う。 個々の企業に適した取組を選択・実践できる事例集を作成する。 取組を進めるにあたっての共通課題について企業担当者同士が議論・検討を行えるようなワークショップを開催する。	9人	通年 通年 随時 通年 通年 通年 未定
6. 広報活動 ・一般府民向け啓発冊子の作成	府民が男女共同参画への理解を深める一助となるような冊子を作成する。		通年
7. 国際交流・海外派遣事業			
8. 苦情処理、女性に関する相談 ・男女共同参画施策苦情処理制度の運営	男女共同参画施策等に関する府民からの苦情等に対応する。		通年
9. その他 ・大阪府男女共同参画推進本部の運営 ・大阪府男女共同参画モデル職場の推進 ・ドーンセンター事業費 ・ドーンセンター施設管理費 ・男女共同参画推進財団運営補助金 ・大阪府「女性に対する暴力」対策会議の運営 ・「女性に対する暴力をなくす」キャンペーン ・男女共同参画活動補助事業(ジャンプ活動事業) ・大阪府女性基金プリムラ賞顕彰事業	大阪府の諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、知事をトップとする庁内横断的組織を設置・運営。 大阪府自らが率先して男女共同参画のモデル職場となるよう庁内ウェブページの運営やロールモデルの提示等を行う。 男女共同参画社会の実現に資するため、ドーンセンターにおいて、各種多彩な事業の展開を図る。 ドーンセンターの施設管理(利用承認、維持補修等)を指定管理者に委託する。 男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進する事業を行う財団法人、大阪府男女共同参画推進財団の運営に対し補助する。 女性に対する暴力について、関係する機関が相互に連携し、当面の対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、防止から被害者対策までの総合的な施策を効果的に実施する 府関係機関、NPO等が連携して特別総合相談や街頭キャンペーンを行う。 男女共同参画社会の実現に向けて自主的な活動を行うものに対して助成金を交付する。 男女共同参画の推進に貢献した個人・団体・グループを顕彰する。	21課(所)	随時 通年 通年 通年 通年 随時 6月、11月 4月～3月 6月～11月

都道府県名

大阪府

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成19年4月1日現在

平成19年5月1日現在

その他: 平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事 該当する方に をつけてください	女性	男性	任期:平成	12	年	2	月	6	日	~	20	年	2	月	5	日
副知事	3名(女性			0	名、男性	3	名)									

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成19年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、平成19年3月に内閣府が把握したもの

	審議会等名(現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員 の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議	50	1	2.0	
	2 国土利用計画地方審議会	24	5	20.8	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	19	1	5.3	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) 6の審議会と統合している場合は6に人数を記入し、この欄は空欄とする。併せて備考欄に'6と統合'と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	44	13	29.5	
	7 精神医療審査会	25	6	24.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	26	7	26.9	
	10 准看護師試験委員	20	8	40.0	
	11 麻薬中毒審査会	5	3	60.0	
	12 地方社会福祉審議会	77	15	19.5	
	13 地方障害者施策推進協議会	42	10	23.8	
	14 国民健康保険審査会	9	3	33.3	
×	15 都道府県農業共済保険審査会				
	16 都道府県森林審議会	14	4	28.6	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	60	15	25.0	
	18 建築審査会	7	3	42.9	
	19 都道府県建築士審査会	9	3	33.3	
	20 都道府県都市計画審議会	31	4	12.9	
	21 開発審査会	7	3	42.9	
	22 私立学校審議会	20	8	40.0	
	23 石油コンビナート等防災本部	45	1	2.2	
×	24 公害健康被害認定審査会				
	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	46	1	2.2	
×	26 都道府県児童福祉審議会				
	27 地方港湾審議会	29	4	13.8	
	28 土地区画整理審議会	16	2	12.5	
	29 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	30 スポーツ振興審議会	16	7	43.8	
	31 介護保険審査会	36	18	50.0	
	32 道府県固定資産評価審議会	12	4	33.3	
	33 感染症審査協議会	24	7	29.2	
	34 警察審議会	634	223	35.2	
	35 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	3	42.9	
	37 国民保護協議会	63	6	9.5	
	38 地方独立行政法人評価委員会	8	4	50.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
	41 市町村合併推進審議会	9	3	33.3	
×	42 自然再生協議会				
×	43 公益法人等認定審議会				
	合 計	1468	411	28.0	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会、委員名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)
1	教育委員会	6	2	33.3
2	選挙管理委員会	4	0	0.0
3	人事委員会	3	1	33.3
4	監査委員	4	0	0.0
5	公安委員会	5	2	40.0
6	都道府県労働委員会	33	4	12.1
7	収用委員会	7	2	28.6
8	海区漁業調整委員会	11	1	9.1
9	内水面漁場管理委員会	8	1	12.5
	合 計	81	13	16.0